

## 事務局規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人柵田LOVER's（以下「本法人」という。）本規定は、本協会の事務処理の基準を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

### 第2章 組織

#### (事務局)

第2条 事務局に、総務部・柵田保全実践部を置く。

### 第3章 職制

#### (職員等)

第3条 事務局に次に掲げる職員を置く。

#### (1) 事務局長 (2) 事務員

2 理事長は、前項以外の職制を定めることができる。

### 第4章 職責

#### (職員の職務)

第4条 事務局長は、理事長の命を受けて、事務局の事務を統括する。

#### (職員の任免及び職務の指定)

第5条 職員の任免は、理事長が行う。但し、重要な職員の任免は、理事長が理事会の承認を得て行う。

2 職員の職務は、理事長が指定する。

### 第5章 事務処理

#### (文書による処理)

第6条 事務の処理は、文書によって行うことを原則とする。

#### (事務の決裁)

第7条 事務は、原則として担当者が文書によって立案し、事務局長を経て、理事長の決裁を受けて実施する。

#### (緊急を要する事務の決裁)

第8条 緊急を要する事務で重要でないものは、事務局長の決裁によって処理することができる。ただし、この場合においては、遅滞なく事務局長は理事長の承認を得なければならない。

#### (代理決裁)

第9条 理事長が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、理事長があらかじめ指定する者が決裁することができる。

2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに理事長に報告しなければならない。

(細 則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改 廃)

第 12 条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、法人登記の日より制定、施行する。